

平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名：農業生物資源研究所)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
放射線育種場構内で使用する電気	廣近 洋彦 理事長 茨城県つくば市観音台2-1-2	平成27年1月30日	東京電力(株)水戸支社 (茨城県水戸市自由が丘3-57)	会計規程第37条第2項 契約実施規則第28条第2項	—	8,667,393	—	—	競争入札に付したが応札者がなかったため。	16	
北社地区構内で使用する電気	廣近 洋彦 理事長 茨城県つくば市観音台2-1-2	平成27年1月30日	東京電力(株)甲府支社 (山梨県甲府市住吉5丁目15-1)	会計規程第37条第2項 契約実施規則第28条第2項	—	2,217,555	—	—	競争入札に付したが応札者がなかったため。	16	
電子複写機賃貸借及び保守管理業務(再リース)	廣近 洋彦 理事長 茨城県つくば市観音台2-1-2	平成27年2月4日	富士ゼロックス(株)茨城営業所 (茨城県水戸市城南2-1-20)	会計規程第37条第1項第1号	—	4,138,149	—	—	当該複写機の再リース契約であり、競争を許さないため。	5	
デジタル複写機賃貸借及び保守管理業務(再リース)	廣近 洋彦 理事長 茨城県つくば市観音台2-1-2	平成27年2月4日	富士ゼロックス(株)茨城営業所 (茨城県水戸市城南2-1-20)	会計規程第37条第1項第1号	—	7,680,510	—	—	当該複写機の再リース契約であり、競争を許さないため。	5	
人事・給与システム導入業務	廣近 洋彦 理事長 茨城県つくば市観音台2-1-2	平成27年2月18日	富士ソフト(株) (神奈川県横浜市中区桜木町1-1)	会計規程第37条第1項第1号	—	5,637,600	—	—	平成28年4月の統合等を踏まえ、統合先が使用しているシステムを導入することから、競争を許さないため。	5	
液体ヘリウム(単価契約)	廣近 洋彦 理事長 茨城県つくば市観音台2-1-2	平成27年3月18日	(株)巴商会学園都市営業所 (茨城県つくば市大字吉瀬字吉瀬1702-2)	会計規程第37条第2項 契約実施規則第28条第2項	—	12,587,400	—	—	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者がなかったため。	16	
農業生物先端ゲノム研究センターシステム運用支援業務	廣近 洋彦 理事長 茨城県つくば市観音台2-1-2	平成27年3月25日	三菱スペース・ソフトウェア(株)営業本部第三営業部 (茨城県つくば市竹園1-6-1)	会計規程第37条第2項 契約実施規則第28条第2項	—	12,480,480	—	—	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者がなかったため。	16	
上水道料(つくば地区)平成26年度分	廣近 洋彦 理事長 茨城県つくば市観音台2-1-2	—	つくば市上下水道部 (茨城県つくば市研究学園1-1-1)	会計規程第37条第1項第1号	—	18,603,768	—	—	長期継続契約(公共料金)		8
下水道料(つくば地区)平成26年度分	廣近 洋彦 理事長 茨城県つくば市観音台2-1-2	—	つくば市上下水道部 (茨城県つくば市研究学園1-1-1)	会計規程第37条第1項第1号	—	19,111,492	—	—	長期継続契約(公共料金)		8
電話料(市内)(つくば地区)平成26年度分	廣近 洋彦 理事長 茨城県つくば市観音台2-1-2	—	東日本電信電話(株) (北海道札幌市中央区南十四条西13-3-33)	会計規程第37条第1項第1号	—	3,811,854	—	—	長期継続契約(公共料金)		8
電話料(市外・国際)(つくば地区)平成26年度分	廣近 洋彦 理事長 茨城県つくば市観音台2-1-2	—	NTTコミュニケーションズ(株) (東京都千代田区内幸町1-1-6)	会計規程第37条第1項第1号	—	1,164,861	—	—	長期継続契約(公共料金)		8
郵便料(つくば地区)平成26年度分	廣近 洋彦 理事長 茨城県つくば市観音台2-1-2	—	郵便事業(株) (東京都千代田区霞が関1-3-2)	会計規程第37条第1項第1号	—	1,760,171	—	—	長期継続契約(公共料金)		9

【記載要領】

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成26年度に締結した契約のうち、平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3.の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約について「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」